

2017年6月5日

高校生 保護者様

清泉女学院中学高等学校

校長 高倉 芳子

事務長 岩崎 祥三

## 平成29年7月以降の「高等学校等就学支援金制度」受給申請についてのお知らせ

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、高校生の皆様は「高等学校等就学支援金制度」により、平成29年度市町村民税 所得割額（父母の税額の合計）を基準額として国から学校を通して支援金の給付が受けられます。

別添の「神奈川県～学費支援制度の申請時期になりました（黄緑色）」の表面、①高等学校等就学支援金をご参照ください。

支援金の申請を希望される方は、6月26日（月）まで（期日厳守）に事務室担当（萩野・秋田）までお電話でご連絡ください。

「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」をお渡しいたします。（この個人情報については、事務室のみの扱いとなります。）

### ご提出いただく書類

1. 学校から渡される「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」
2. 「高等学校等就学支援金確認票」
3. 平成29年度市町村民税所得割額が確認できる書類

### ※平成29年度市町村民税所得割確認書類

以下の書類のいずれか一つです。

- ・市町村民税県民税特別徴収税額通知書（平成29年5月～6月頃勤務先から配布）
- ・市町村民税県民税納税通知書（平成29年5月～6月頃市町村から配布）
- ・課税証明書（市区町村の住民税の窓口で発行。市町村民税所得割額、扶養控除、所得控除の記載のある証明書）